

育児休業等終了時報酬月額変更届

令和 年 月 日提出

申出者欄	<p><input type="checkbox"/> 育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定について申出します。 (健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条) ※必ず□に✓を付してください。</p> <p>玩具人形健康保険組合理事長あて</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>電話 () _____</p>	令和	年	月	日
------	---	----	---	---	---

- #### ○ 育児休業等終了時報酬月額変更届とは

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」による満3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準ずる休業）終了日には3歳未満の子を養育している被保険者は、一定の条件を満たす場合、随時改定に該当しなくとも、育児休業終了日の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬額から改定することができます。

ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。

- #### ○ 変更後の標準報酬月額が以前より下がった方へ

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった者で、養育期間中の各月の標準報酬月額が、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、「養育期間の從前標準報酬月額みなし措置」という制度をご利用いただけます。この申出をいただきますと、将来の年金額の計算時には養育期間以前の從前標準報酬月額を用いることができますので、「育児休業等終了時報酬月額変更届」とあわせて、「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出してください。

常務理事	事務長	次長	課長	課長代理	係長	担当

玩具人形健康保險組合

この届書は、育児休業等終了時に3歳未満の子を養育する被保険者の報酬に変動があった場合にご提出いただくものです。

育児休業等終了時改定は、従前と終了後の標準報酬月額に1等級以上の差があり、「給与計算の基礎日数」が17日以上（「短時間労働者」の場合は11日、「パート」で3ヶ月とも17日未満の場合は15日）ある月が1月以上ある場合に、標準報酬月額の改定を行います。通常の『被保険者報酬月額変更届』（随時改定）とは異なり、固定的賃金の変動がなくても改定は行われます。

記入方法

提出者記入欄

組合(事業所)記号は下図・右図を参照し、記号をご記入ください。

事業所整理記号	0	1	-	イ	ロ	ハ
---------	---	---	---	---	---	---

組合記号	健康保険被保険者証の記号
	1111

申出者欄

月額変更に該当する被保険者の住所・氏名をご記入ください。この届出を行うに当たっては、被保険者の提出意思を確認するため、必ず被保険者が本人が□に✓を付してください。

また、右上にこの届書を被保険者が事業主に提出した日付をご記入ください。

①被保険者番号

資格取得時に払い出しされた被保険者番号を、必ずご記入ください。

②個人番号 (基礎年金番号)

本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。

③被保険者氏名

氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名を記入してください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

④被保険者生年月日

年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

⑤昭和 7.平成 9.令和	年	月	日
	6	3	0

<